

議 事 録

会議名	令和3年度第1回寒川町下水道運営審議会		
日 時	令和3年4月15日(木)午後2時00分～2時54分	開催形態	公開
場 所	寒川町役場 町民センター 展示室1		
出席者	<p>【委員】青木委員、佐藤委員、横手委員、村本委員、西村委員、猿渡委員、臼井委員、中内委員、郷原委員 (欠席者：升水委員、武藤委員)</p> <p>【町】木村町長、黒木都市建設部長、飯田下水道課長、金子技幹、西島副技幹、池田副主幹、山本主査、田中主任主事、江川主任主事</p> <p>【傍聴者】なし</p>		
議 題	<p>(1) 会長の選任について</p> <p>(2) 職務代理者の指名について</p> <p>(3) 議事録承認委員の選出について</p> <p>(4) 寒川町公共下水道使用料の見直しについて</p>		
決定事項	<p>(1) 会長 横手委員</p> <p>(2) 職務代理者 西村委員</p> <p>(3) 議事録承認委員 青木委員</p>		
議 事	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状の交付</p> <p>3 町長挨拶 ～ 町長、所用により退席 ～</p> <p>4 委員紹介（自己紹介）</p> <p>【事務局】本日の会議の出席委員は9名で、寒川町下水道運営審議会条例第5条に規定する半数以上のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告します。次に、寒川町自治基本条例第15条による傍聴につきましては、希望者がありませんので、このまま進めさせていただきます。</p> <p>5 議題</p> <p>(1) 会長の選出について</p> <p>【事務局】会長の選出は、寒川町下水道運営審議会条例第4条第1項により、委員の互選で定めることとなっております。立候補もしくはご推薦はございますか。</p> <p>【佐藤委員】推薦させていただきたいのですが、下水審はこれまで議会選出委員が務めさせてもらっていたため今後も責任をもって議会選出委員から選出</p>		

すべきと思うところです。そこで建設や下水道など深く見識をお持ちの横手委員を推薦させていただきたいのですがいかがでしょうか。

【事務局】皆様よろしいでしょうか。

～異議なし～

それでは横手委員、会長席に移動していただき、一言あいさつと議事の進行をお願いします。

【横手会長】あいさつ

(2) 職務代理者の指名について

【事務局】運営審議会条例第4条第3項に職務代理者は会長が指名することとになってございます。職務代理者とは、会長が欠席した際、あらかじめ会長が指名した委員が職務を代理するものでございます。

【横手会長】事務局から説明がありまして、職務代理者は、会長が指名するという形になっておりますので、私のほうで職務代理者の指名をさせていただきたいと思います。神奈川県下水道公社の柳島水再生センター所長で深い見識をお持ちの西村委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

～異議なし～

【職務代理者】あいさつ

(3) 議事録承認委員の選出について

【事務局】寒川町審議会等の会議の公開に関する規則により議事録を確認いただくことになっており、これまでは会長と職務代理者を除く名簿順でお願いしております。今回も同様でよろしいかご判断いただきたいと思いますと考えております。

【横手会長】会長と職務代理者を除いて、名簿順でよろしいでしょうか。

～異議なし～

【横手会長】今回の議事録承認者として、青木委員を選任させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(4) 寒川町公共下水道使用料の見直しについて

【事務局】答申案読み上げ

【横手会長】皆様からご意見、疑問点あれば挙手願います。

【横手会長】よろしいでしょうか。特に何もありませんので、議題は以上になります。

6 報告

令和3年度下水道事業の概要について

【事務局】説明

【横手会長】委員の皆様から、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

【横手会長】質問等無いようですので報告事項は以上となります。

7 答申

～町長入室～

横手会長から町長へ答申書の読み上げ、提出

【木村町長】答申をいただいたところですが本審議会で諮問をさせていただいて以来、5回にわたり熱心なご審議をいただきありがとうございました。下水道運営の厳しい現状をご理解いただき将来における経営健全化に向けた答申をいただきました。平成25年4月の改定をして以来、平成27年の企業会計への移行などがありまして改定をしてございませんでしたが、今般下水道経営への安定化に向けた審議をお願いしたところでございます。今後とも事業の選択と集中を念頭に健全な事業運営を進めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。本日は大変ありがとうございました。

8 その他

【事務局】報酬に関して事務連絡。

【横手会長】委員の皆様からご意見やご提案ありましたらご発言をお願いします。

【郷原委員】付帯意見の(3)にあります情報共有というところで経営戦略本編の34ページの16-2のグラフの令和7年度が26.5%となっています。答申書とは違う形となっていますので、この部分の修正をいただき町民の方に何らかの形で周知いただければと思います。

【事務局】町民の方に示せるよう資料を修正していきたいと思います。

次回以降の審議会ですが夏以降に社会資本整備総合計画の事後評価の報告をさせていただきます。その際はよろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和3年度第1回下水道運営審議会を閉会いたします。長時間にわたるご審議、まことにありがとうございました。

資料

会議次第／委員名簿

資料1 答申案

資料2 令和3年度下水道事業の概要

議事録承認委員及び
議事録確定年月日

青木 博

(令和3年5月10日確定)

令和3年度第1回寒川町下水道運営審議会 会議次第

日 時 令和3年4月15日（木）
午後2時00分から
場 所 町民センター展示室1

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 町長挨拶
- 4 委員紹介（自己紹介）
- 5 議 題
 - （1） 会長の選任について
 - （2） 職務代理者の氏名について
 - （3） 議事録承認委員の選出について
 - （4） 寒川町公共下水道使用料の見直しについて
- 6 報告
令和3年度下水道事業の概要について
- 7 答申（寒川町公共下水道使用料の見直しについて）
- 8 その他

寒川町下水道運営審議会委員名簿

(任期 令和4年4月30日まで)

氏名	資格	備考
アオキ ヒロシ 青木 博	条例第3条 第2項第1号 (町議会議員)	寒川町議会議員
サトウ マサリ 佐藤 正憲	条例第3条 第2項第1号 (町議会議員)	寒川町議会議員
ヨコテ アキラ 横手 旭	条例第3条 第2項第1号 (町議会議員)	寒川町議会議員
ムラモト コウイチ 村本 浩一	条例第3条 第2項第2号 (学識経験者)	神奈川県企業庁 茅ヶ崎水道営業所長
ニシムラ ヨシヒロ 西村 佳裕	条例第3条 第2項第2号 (学識経験者)	公益財団法人 神奈川県下水道公社 柳島水再生センター所長
サルワタリ シュウゴ 猿渡 修悟	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町自治会長 連絡協議会
マスマズ ミチヒロ 升水 道弘	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町自治会長 連絡協議会
ウスイ ツヨシ 臼井 剛	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町商工会
ナカウチ ヤスナリ 中内 靖修	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町商工会
ムトウ ヨシキ 武藤 芳樹	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町工業協会
ゴウハラ ヒロユキ 郷原 廣行	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	公募

答 申 書 (案)

令和 3 年 4 月 1 5 日

寒川町下水道運営審議会

令和3年4月15日

寒川町長 木村俊雄 様

寒川町下水道運営審議会
会 長 ○ ○ ○ ○

寒川町公共下水道使用料の見直しについて（答申）

令和元年9月12日付け寒下第111号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

公共下水道は、将来にわたり都市の快適な生活環境の実現、公共用水域の水質保全など、私たちの生活に欠くことのできない重要な都市施設です。

公共下水道事業を取り巻く状況は、人口の減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新・投資の増大など、公共下水道事業をめぐる経営環境は厳しさが増しつつあり、計画的な事業運営、経営の健全化が急務となっています。

公共下水道事業において、汚水処理に係る費用は受益者である使用者からの使用料により賄うことが原則とされておりますが、平成30年度における汚水処理費の公共下水道使用料による経費回収率は75.7%に留まり、不足分は一般会計からの繰入金で補っている現状です。

今後の経営環境の変化に対応し、公共下水道事業を持続的に行えるよう、経費節減、接続促進等の経営努力、経営の健全化、安定化に向け、適正な受益者負担の観点から、公共下水道使用料の改定はやむを得ないことと判断したものであります。

以上のことを踏まえ、当審議会では、持続的に適正な公共下水道運営を実施して行くために、寒川町公共下水道事業経営戦略、近隣自治体の状況等を鑑み、平均改定率5.6%となる改定を別表のとおり答申いたします。

算定期間は、令和3年10月から令和6年度末とし、改定時期については、令和3年10月から適用することが適当と考えます。

また、今後の使用料改定にあたっては、継続的に経営状況と財政状況を検証し、

社会情勢や経済の動向などに配慮したうえ、令和7年度に経費回収率100%を達成することを目標とされたい。使用者への負担緩和からも令和5年度に13.2%、令和7年度に13.2%の段階的な改定を目指すことが適切である。

この際、使用者の過負担とならないよう、審議会を開催し十分な検討のうえ、使用料改定に努められたい。

なお、今回の諮問事項に対する答申は上記のとおりですが、委員会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととしましたので、今後における事業運営にあたり配慮してください。

付帯意見

(1) 公共下水道事業の経営について

公共下水道事業の経営にあたっては、効率的な運営を常に意識し、今後一層の経営努力に努めるとともに、独立採算の確立を目標とした公共下水道事業の経営に努められたい。

(2) 公共下水道への接続促進について

公共下水道事業の投資効果をより高めるため、引き続き未接続者に対しホームページ、広報などでの周知、戸別訪問等による接続の推進を図り、未接続者の減少に努められたい。

(3) 公共下水道事業の情報共有について

公共下水道使用料改定については、町民の生活に大きな影響を与えることから、公共下水道使用料の仕組み、財政状況などを、積極的に広報などを活用し、町民の理解が得られるよう努められたい。

以上

(別表)

公共下水道使用料設定

(1か月あたり：税抜き)

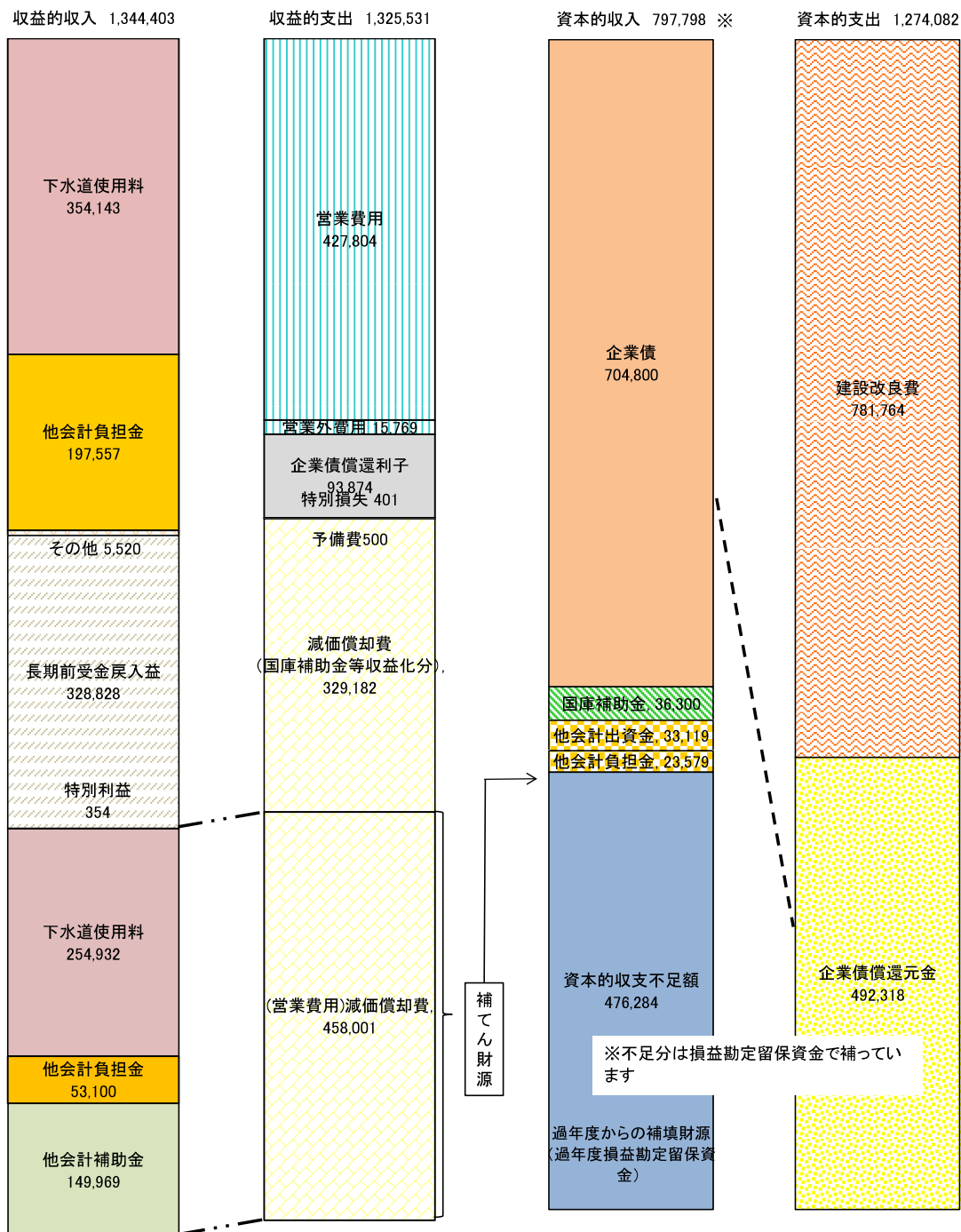
種別	区分	排水量	現行	改定後
一般汚水	基本料金	8立方メートル以下の分	707円	747円
	従量料金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え 20立方メートル以下の分	91円	96円
		20立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	108円	114円
		50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分	142円	150円
		100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	160円	169円
		200立方メートルを超え 300立方メートル以下の分	176円	186円
		300立方メートルを超え 500立方メートル以下の分	188円	199円
		500立方メートルを超える分	205円	216円
		公衆浴場 汚水	排水量	1立法メートルにつき

(単位:千円)

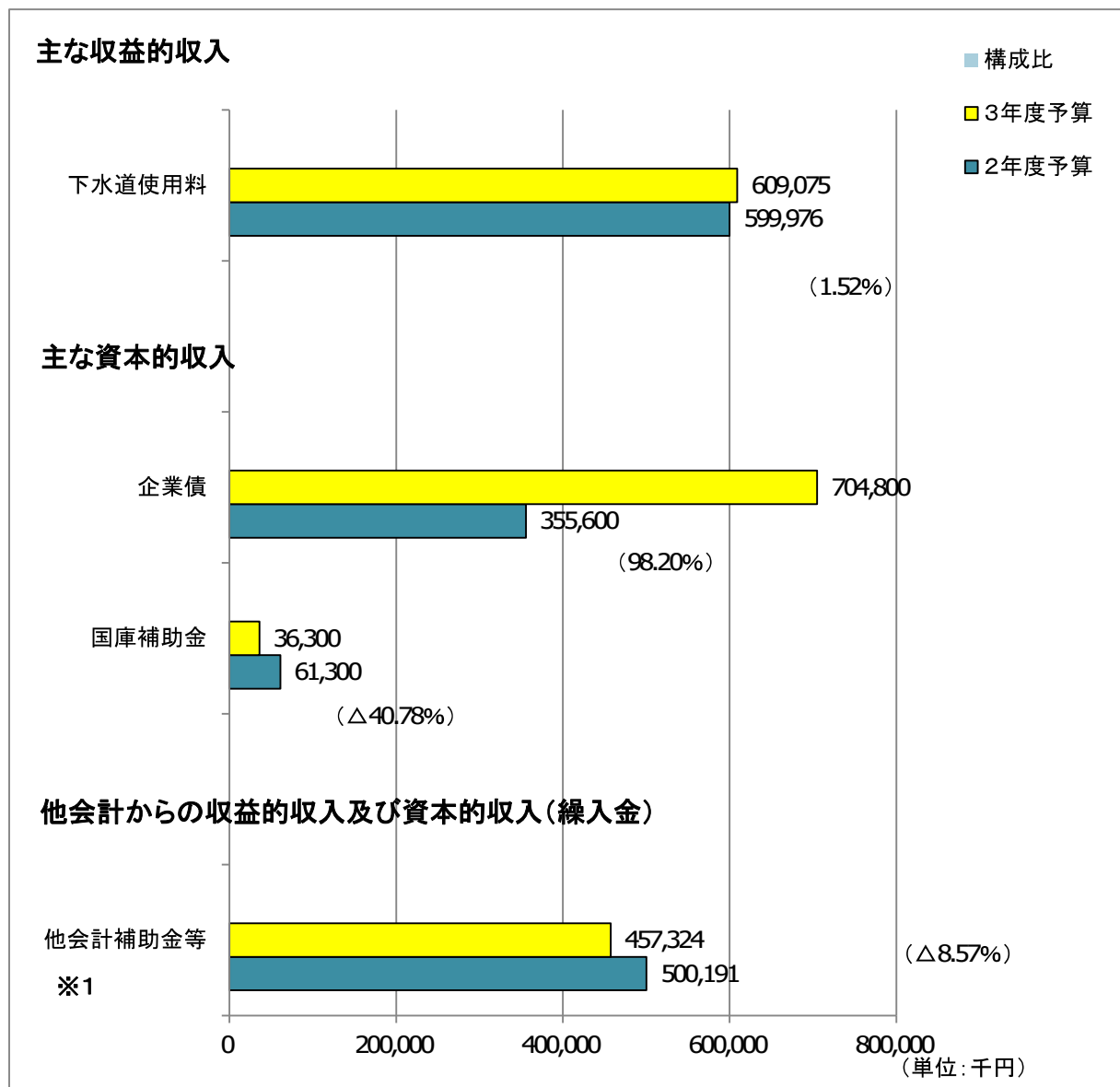
令和3年度下水道事業特別会計予算

(3条予算)

(4条予算)



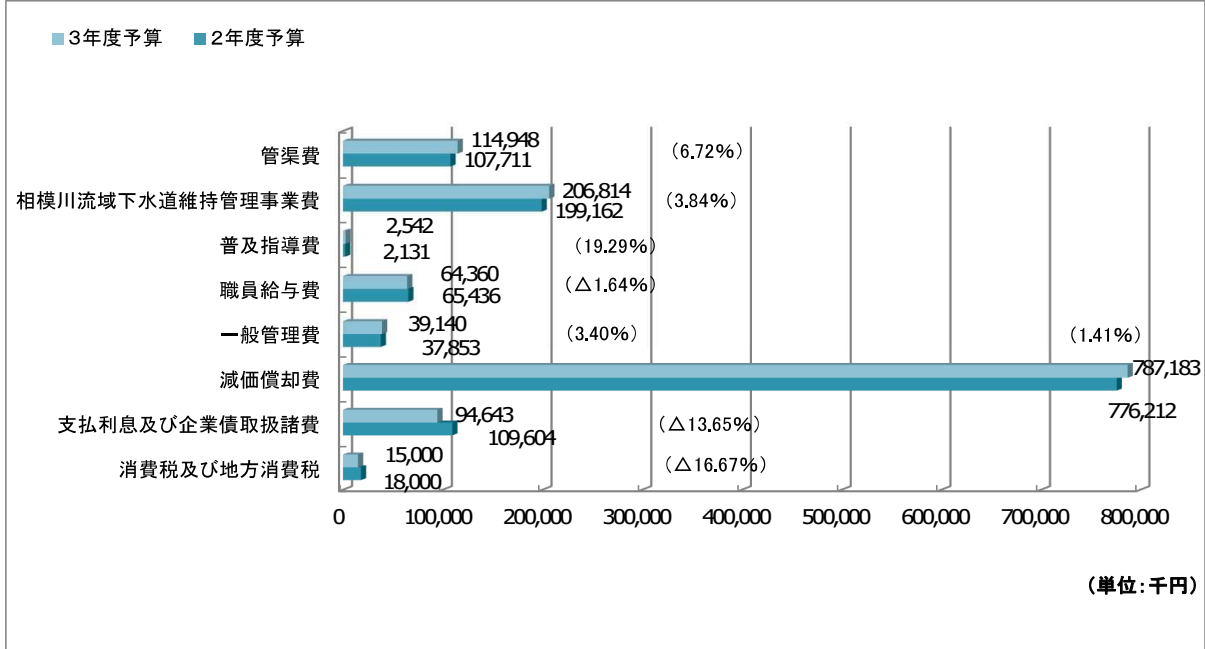
主な事業別収入予算比較(対前年度比)



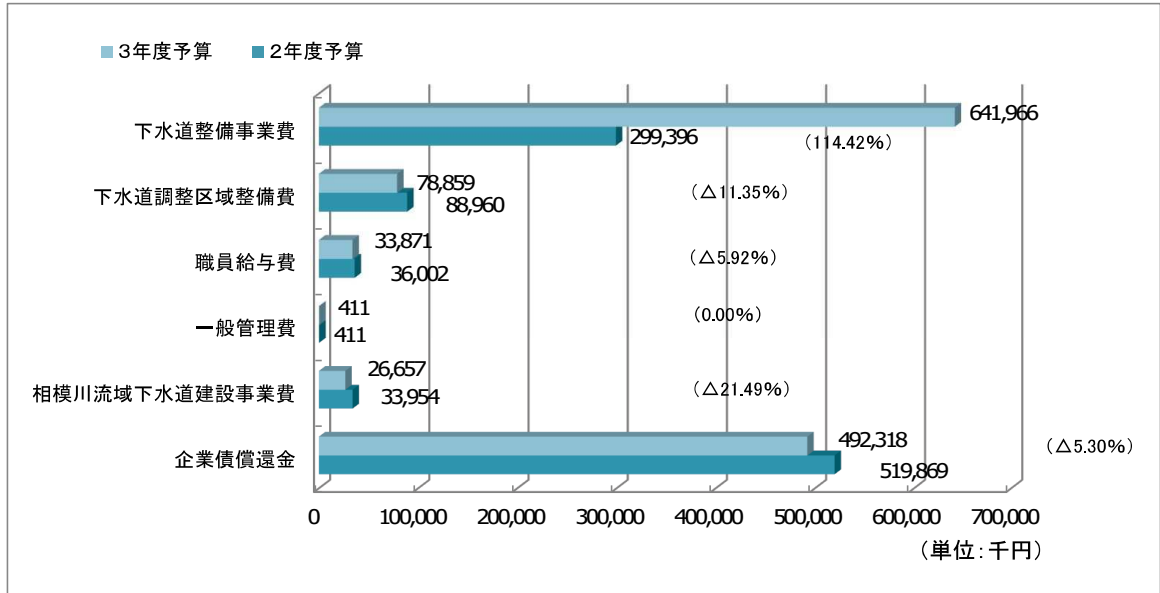
※1 他会計負担金・他会計補助金・他会計出資金の合計を計上してあります。

主な事業別支出予算比較(対前年度比)

(主な収益的支出の前年度比較)



(主な資本的支出の前年度比較)



企業債現在高

(単位：円)

種 類	令和元年度末	令和2年度実績		令和2年度末	増減
		借 入 額	償 還 額		
公共下水道事業債	4,623,321,923	236,700,000	457,822,592	4,402,199,331	△ 221,122,592
流域下水道事業債	767,992,600	33,200,000	44,976,179	756,216,421	△ 11,776,179
資本費平準化債	486,584,357	33,900,000	17,069,354	503,415,003	16,830,646
合 計	5,877,898,880	303,800,000	519,868,125	5,661,830,755	△ 216,068,125

収益的収入支出

(単位：千円)

区分	予算額		増減	増減理由（説明）
	令和2年度	令和3年度		
下水道事業収益	1,335,228	1,344,403	9,175	
営業収益	769,081	785,615	16,534	使用料収入見込みの増
営業外収益	565,887	558,433	△ 7,454	利息の減等による一般会計負担金の減
特別利益	260	355	95	臨時財政特例債等の過去収益化分
下水道事業費用	1,317,010	1,325,531	8,521	
営業費用	1,188,505	1,214,987	26,482	減価償却費及び既設管調査委託の増
営業外費用	127,604	109,643	△ 17,961	償還終期による支払利息の減
特別損失	401	401	0	
予備費	500	500	0	

資本的収入支出

(単位：千円)

区分	予算額		増減	増減理由
	令和2年度	令和3年度		
資本的収入	500,574	797,798	297,224	
企業債	355,600	704,800	349,200	借入額の増（公共下水道事業債）
出資金	55,266	33,119	△ 22,147	事業計画変更委託料等の減
負担金	28,408	23,579	△ 4,829	償還進捗による減（臨時財政特例債元金）
補助金	61,300	36,300	△ 25,000	国庫対象事業費の減
資本的支出	978,592	1,274,082	295,490	
建設改良費	458,723	781,764	323,041	田端土地区画整理事業負担金の増
企業債償還金	519,869	492,318	△ 27,551	償還進捗による減

施設管理事業費の委託及び工事内容

款) 下水道事業費用 項) 営業費用 目) 管渠費

下水道維持補修事業費

委 託 工 事 名 称	内 容
幹線汚泥分析委託	浚渫に先立つ汚泥の分析
幹線浚渫委託	雨水幹線の堆積土砂の浚渫
幹線草刈委託	雨水幹線用地の草刈り及び樹木伐採
幹線ゴミ揚げ委託	雨水幹線スクリーンに付着したゴミの清掃
既設管清掃委託	汚水管渠の清掃
ポンプ維持管理委託	汚水ポンプの清掃・点検 (3箇所)
流量維持管理委託	汚水流量計測 13箇所
機具保守点検委託	ガス検知器の点検
既設管調査委託	汚水管不明水対策調査 (流量計測) 汚水管カメラ調査
汚水施設補修工事	汚水施設の補修工事
雨水施設補修工事	雨水施設の補修工事
フェンス補修工事	雨水幹線のフェンス補修

下水道台帳管理費

委 託 名 称	内 容
幹線測量委託	雨水幹線用地の境界管理及び復元
下水道台帳情報システム保守点検業務委託	下水道台帳システムの保守点検業務 (バックアップ含む)

水質規制事業費の委託内容

款) 下水道事業費用 項) 営業費用 目) 普及指導費

水質規制事業費

名 称	内 容
水質調査委託	特定事業所（11事業所）の水質調査

一般管理費の委託内容

款) 下水道事業費用 項) 営業費用 目) 総係費

一般管理費の委託内容

名 称	内 容
上下水道料金一括徴収事務委託	上下水道料金の一括徴収事務を企業庁に委託
予防接種委託	下水道課職員の破傷風感染予防
カラーレーザープリンター保守点検委託	カラーレーザープリンターの保守点検
公営企業会計支援業務委託	企業会計事務支援業務委託
下水道使用料料金改定周知チラシ配布業務委託	下水道使用料の料金改定周知チラシの配布委託

下水道整備事業費の委託内容

款) 資本的支出 項) 建設改良費 目) 管渠建設事業費

下水道整備事業費 (市街化区域)

委託名称	内容
建設資材特別調査委託	工事に使用する高額資材の市場価格調査
小動幹線枝実施設計委託	小動排水区における小動幹線枝実施設計委託
小出川直接流出区域吐口影響検討委託	小出川吐口布設替えに伴う水管橋台の影響検討委託

下水道整備事業費の工事内容

款) 資本的支出 項) 建設改良費 目) 管渠建設事業費

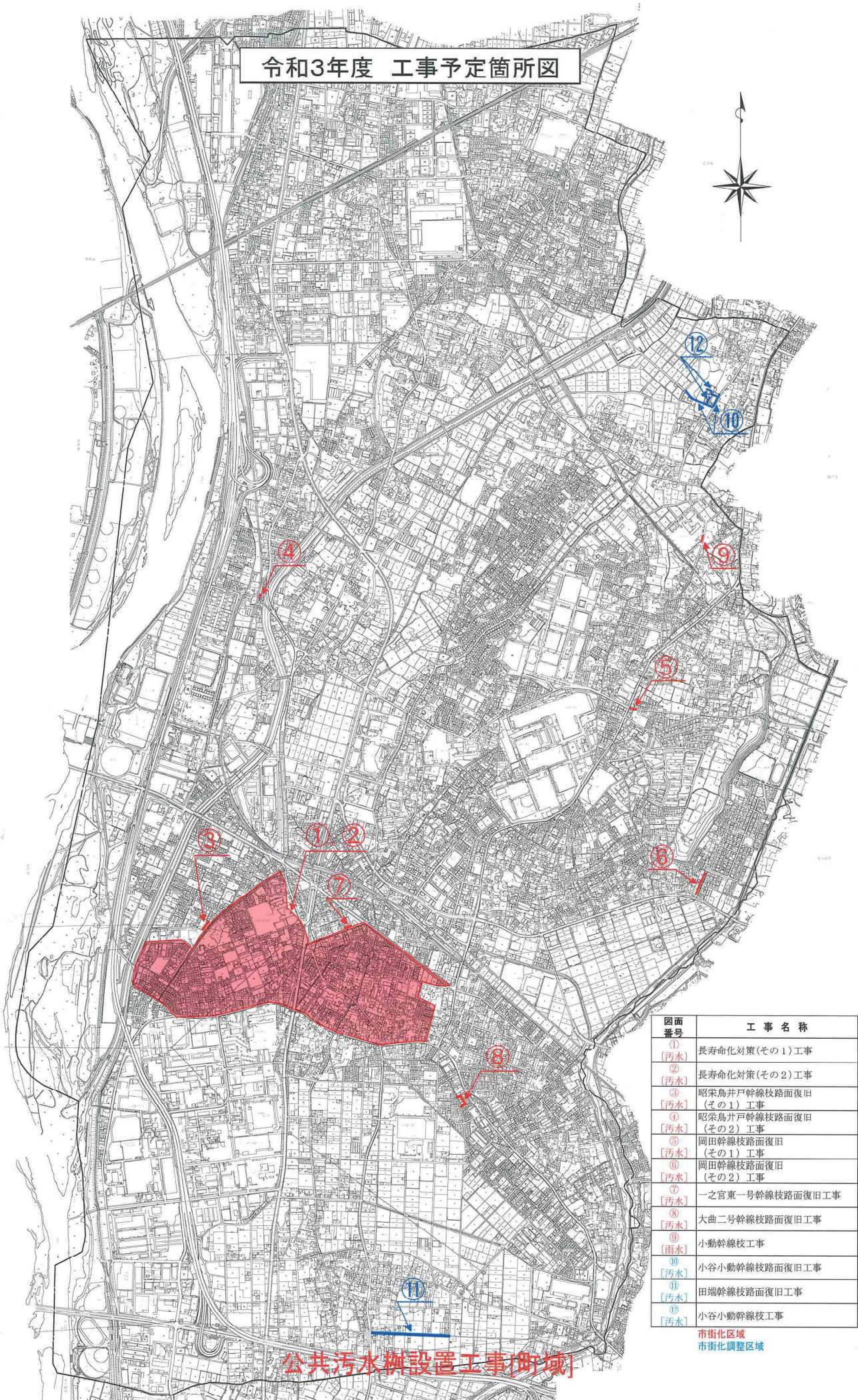
下水道整備事業費 (市街化区域)

番号	工事名称	内容
① [汚水]	長寿命化対策(その1)工事	既設公共下水道施設の長寿命化計画に基づく長寿命化工事
② [汚水]	長寿命化対策(その2)工事	既設公共下水道施設の長寿命化計画に基づく長寿命化工事
③ [汚水]	昭栄鳥井戸幹線枝路面復旧(その1)工事	路面復旧工 面積 約 150㎡
④ [汚水]	昭栄鳥井戸幹線枝路面復旧(その2)工事	路面復旧工 面積 約 230㎡
⑤ [汚水]	岡田幹線枝路面復旧(その1)工事	路面復旧工 面積 約 260㎡
⑥ [汚水]	岡田幹線枝路面復旧(その2)工事	路面復旧工 面積 約 710㎡
⑦ [汚水]	一之宮東一号幹線枝路面復旧工事	路面復旧工 面積 約 260㎡
⑧ [汚水]	大曲二号幹線枝路面復旧工事	路面復旧工 面積 約 400㎡
⑨ [雨水]	小動幹線枝工事	開削工 ボックスカルバート □1300×1200 延長 約 25m
[汚水]	公共汚水柵設置工事	新築等による公共下水汚水柵設置 申出書に基づく汚水柵設置工事

下水道調整区域整備事業費

番号	工事名称	内容
⑩ [汚水]	小谷小動幹線枝路面復旧工事	路面復旧工 面積 約1,400㎡
⑪ [汚水]	田端幹線枝路面復旧工事	路面復旧工 面積 約1,815㎡
⑫ [汚水]	小谷小動幹線枝工事	開削工 ⊙200 延長 約 110m

令和3年度 工事予定箇所図



図面番号	工事名称
① [汚水]	長寿命化対策(その1)工事
② [汚水]	長寿命化対策(その2)工事
③ [汚水]	昭栄島井戸幹線枝路面復旧(その1)工事
④ [汚水]	昭栄島井戸幹線枝路面復旧(その2)工事
⑤ [汚水]	岡田幹線枝路面復旧(その1)工事
⑥ [汚水]	岡田幹線枝路面復旧(その2)工事
⑦ [汚水]	一之宮東一号幹線枝路面復旧工事
⑧ [汚水]	大曲二号幹線枝路面復旧工事
⑨ [雨水]	小動幹線枝工事
⑩ [汚水]	小谷小動幹線枝路面復旧工事
⑪ [汚水]	田端幹線枝路面復旧工事
⑫ [汚水]	小谷小動幹線枝工事

市街化区域
市街化調整区域

公共污水樹設置工事(町域)